

令和6年8月1日施行

(Ver_3.0)

(商工会・商工会議所／関係市町向け)

事業継続力強化支援計画の 申請ガイドライン

令和6年7月

広島県商工労働局経営革新課

《目 次》

1. 事業継続力強化支援事業の概要	1
2. 小規模事業者支援法に基づくスキーム	4
3. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き	5
4. 事業継続力強化支援計画の記載例	8
5. 申請時における確認事項	17
6. 関係規定	18
7. 申請様式	26

1. 事業継続力強化支援事業の概要

(1) 背景

平成30年度は、本県に戦後最大級の被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめ、大阪府北部を震源とする地震、台風第19～21号、北海道胆振東部地震等、小規模事業者には甚大な影響を及ぼす大規模災害が相次ぎました。

近年は、水害のリスクも上昇しているとされ、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生も想定されている中、こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の小規模事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与えるおそれがあります。大企業では、事前対策の取組が一定程度進んでいる一方で、小規模事業者における災害への備えの取組は、一部にとどまっている状況にあり、大企業に比べて経営資源が脆弱な小規模事業者は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高いと考えられます。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」（令和元年法律第21号）が令和元年7月16日に施行されました。

当該法律の中で、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（以下、「小規模事業者支援法」という。）の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会又は商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなりました。

(2) 小規模事業者支援法の内容

小規模事業者支援法では、経営改善普及事業の一環として「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付けており、商工会又は商工会議所は小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施することになります。

具体的には、商工会又は商工会議所がその地区を管轄する市町（特別区を含む。以下「関係市町」という。）と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、県知事が当該計画を認定するものです。

(3) 事業継続力強化支援事業の具体的内容

商工会又は商工会議所では、これまでも経営改善普及事業を行っており、小規模事業者の経営計画の作成支援を行ってきたところです。そして、商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画（以下「事業者BCP」（※1）という。）は、企業として事業を継続

していく上での経営資源の管理の方法やリスクマネジメントを整理するものであり、経営計画の一種でもあります。

しかしながら、小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、また事業者BCPを作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではないところです。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症（※2）に見られるように、未知の感染症の流行時にどのように対処すればよいのか、そのためには平時からどのように準備しておくべきかをまとめておくことも必要です。

ところで、関係市町は地域防災計画の策定やハザードマップの策定等、自然災害等への対策で重要な役割を担っており、産業政策や許認可行政等、様々な場面で地区内の小規模事業者と接点を有しています。

そこで、小規模事業者支援法では、商工会又は商工会議所が、関係市町と連携して小規模事業者が自然災害等に備える取組を支援する等の計画を作成し、県知事がこれを認定するという新たな制度を設け、事業継続力強化支援のための体制・取組を強化することとしております。

事業継続力強化支援の内容は、基本指針において、「事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする」とされています。

- ① 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- ② 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- ③ 地区内の小規模事業者による事業者BCPの策定に関する指導及び助言
- ④ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- ⑤ 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- ⑥ 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

（※1）本ガイドラインにおいて、商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載しています。

BCP（Business Continuity Plan）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことができなければ、特に中小企業は、経営基盤が脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からＢＣＰを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながるのです。

このＢＣＰの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客とあらかじめ協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。

企業が大地震などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます。何も備えを行っていない企業では、事業の復旧が大きく遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、復旧できずに廃業に追い込まれたりするおそれがあります。一方、ＢＣＰを導入している企業は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。ＢＣＰの策定・運用にあたっては、まずＢＣＰの基本方針の立案と運用体制を確立し、日常的に策定・運用のサイクルを回すことがポイントとなります。（注：中小企業庁「中小企業ＢＣＰ策定運用指針」より引用）

なお、事前の対策のひとつとして、地区内小規模事業者に対して、事業者ＢＣＰの策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行うことも必要と考えますが、まずは即時に取組可能な簡易的な計画の策定について小規模事業者に推進していくことが有用であると考えられます。

その他、国が示すＢＣＰの関連ページもご参考ください。

- ・ 中小企業庁

- （中小企業ＢＣＰ策定運用指針）

- <https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

- （事業継続力強化計画）

- <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

- （新型インフルエンザ対策のための事業継続計画）

- <https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>

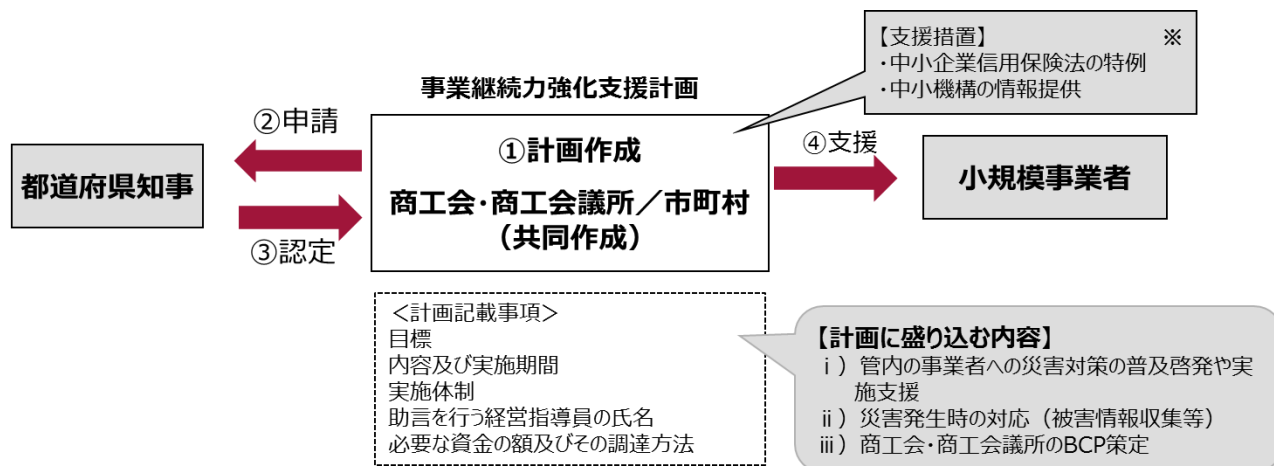
- ・ 内閣府

- （防災情報のページ）

- <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/index.html>

- <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/sk.html>

2. 小規模事業者支援法に基づくスキーム



※支援措置について

○中小企業信用保険法の特例（法第9条・抜粋）

認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下、「事業実施一般社団法人等」という。）であって、当該認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第2条第1項の中小企業者とみなして、同法第3条、第3条の2及び第4条から第8条までの規定を適用する。この場合において、同法第3条第1項及び第3条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項の認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

○中小機構の情報提供（法第10条・抜粋）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者（商工会又は商工会議所及び関係市町村）の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

3. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き

（1）手続きの流れ

事業継続力強化支援計画の認定申請を行う商工会又は商工会議所及び関係市町は、以下の流れにより、申請手続きを行ってください。

① 計画の方向性やイメージの共有等、早い段階で商工会又は商工会議所と関係市町は事前調整を開始してください。



② 商工会又は商工会議所において総会又は議員総会等における議決など必要な手続きを経た上で、商工会又は商工会議所と関係市町が事業継続力強化支援計画を共同で作成し、広島県商工労働局経営革新課へ申請してください。

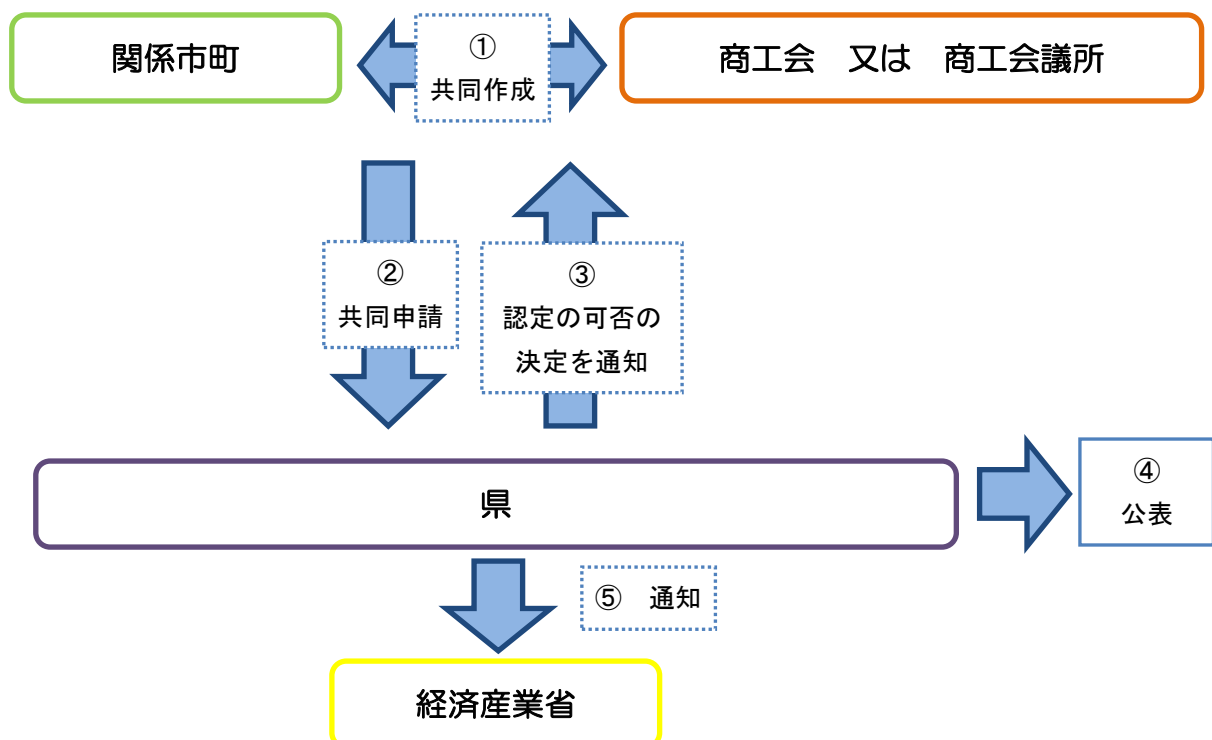
なお、申請の提出期限は、毎月末（開庁日）とし、年12回受付を行います。



③ 県において審査を行い、知事が認定の可否を決定し、その結果を申請者あてに通知します。【申請受付から約2か月後】

なお、認定された計画は県のホームページで公表されるとともに、経済産業大臣に対して計画が認定された旨が通知されます。

(2) 申請認定のイメージ



(3) 申請書の提出先及び問合せ先

広島県 商工労働局 経営革新課 経済団体グループ
〒730-8511
広島市中区基町10-52
TEL： 082-513-3328（ダイヤルイン） / FAX： 082-222-5521
E-mail： syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

(4) 申請時の提出書類

①～⑥の書類は必須となります。(参照：小規模事業者支援法施行規則第1条、基本指針)

書 類 名	電子媒体
①認定申請書（様式第1） ②別表1～4（別表4は該当がある場合のみ）	PDF ファイル (HP 公表用)
③商工会又は商工会議所自身の事業継続計画	
【添付書類】 ④当該商工会又は商工会議所の事業報告書等 ・事業報告書 ・貸借対照表 ・収支決算書 ・事業計画書 } いずれも直近のもの	PDF ファイル
⑤当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し	
⑥認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第2条第1項各号に規定する要件に該当することを証する書面【Q&A Q27を参照】	

※1 書類の用紙サイズはA4としてください。

※2 電子媒体は、できる限り容量が小さくなるよう作成し、下記のファイル名をつけてメールで提出してください。

【ファイルの名称】

○認定申請書

⇒ 【〇〇商工会又は〇〇商工会議所】事業継続力強化支援計画申請書

○別表1～4

⇒ 【〇〇商工会又は〇〇商工会議所】事業継続力強化支援計画別表1～4

○商工会又は商工会議所自身の事業継続計画

⇒ 【〇〇商工会又は〇〇商工会議所】BCP

○添付書類

⇒ 【〇〇商工会又は〇〇商工会議所】書類名

4. 事業継続力強化支援計画の記載例

(1) 様式第1

※記載例

様式第1 (第1条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商工会 又は 〇〇商工会議所
会長 又は 会頭 □□ □□

押印は不要

広島県〇〇市〇〇町〇丁目2-2
〇〇市(町)長 △△ △△

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 〇〇 〇〇

法定経営指導員のみを記載するとともに、別紙2の記載とも統一してください。

以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町が共同で作成されるようお願いいたします。なお、ゴシック体箇所は法定項目（事業の目標・内容・実施期間）を記載するために必要と考えられる項目です。

(2) 別表(1～4)

「緑網掛け」部分は ver 2.0（令和3年4月～）で追記された箇所

「緑網掛け」部分は ver 3.0（令和6年8月～）で追記された箇所

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。また、〇〇業の多くが立地する〇〇地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の〇〇地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、〇〇業の多くが集積している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後〇年間で70%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

市内の〇〇川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成〇年の台風第〇号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害が1万棟にのぼり、県下における被害の約半数を占めた。

また、当市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降雪量は312cmと非常に多い。一方、夏は猛暑日になることも多い。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

※支援計画の記載事項ではありません。

地域の自然災害等リスクを確認いただくために、以下の防災等関連サイト等をご参考ください。

- ・地震情報（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/jp/quake/>
- ・津波情報（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/jp/tsunami/>
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの災害リスクを調べる～（国土交通省）
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>
- ・新型インフルエンザ情報ひろば（内閣感染症危機管理統括庁）
<https://www.caicm.go.jp/information/business/influenza/index.html>
- ・新型コロナウイルス感染症について（内閣感染症危機管理統括庁）
<https://www.caicm.go.jp/information/business/corona/guideline.html>
- ・感染症情報（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 〇,〇〇〇人
- ・小規模事業者数 〇,〇〇〇人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	〇〇業	1,111	800	市内に広く分散している
	〇〇業	2,222	1,000	沿岸部や〇〇川沿いに多い
	〇〇業	3,333	2,500	〇〇川沿いに多い

(3) これまでの取組

1) 当市町の取組

- ・〇〇市町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・〇〇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・〇〇損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・〇〇市が実施する防災訓練への参加及び協力

・ 第2期計画では、「これまでの取組」の中で、第1期計画の「実施状況」と「評価」を記入してください。

・ 第2期計画では、「課題」は、第1期計画の「実施状況」と「評価」を踏まえた内容としてください。

II 課題

現状は、自然災害等においては、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分に**はならず、加えて**、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を会社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

・ 第2期計画では、「目標」は、第1期計画の「実施状況」、「評価」及び「課題」を踏まえた内容としてください。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し**自然災害や感染症等**のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。

【上記実施目標以外 成果目標の一例】

業種		商工業者数	小規模事業者数	BCP作成目標
商工業者	〇〇業	1,111	800	〇〇
	〇〇業	2,222	1,000	〇〇
	〇〇業	3,333	2,500	〇〇

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

・ 第2期計画では、第1期計画の踏まえて作成した「目標」に沿った内容にしてください。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と各市町の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・ 平成〇年に締結した「〇〇協定書」や令和〇年に策定した「〇〇感染症予防マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、障害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和〇年事業継続計画を作成

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ〇〇損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称)〇〇市町事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード〇〇の地震)が発生したと仮定し、当市町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後〇時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、〇日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

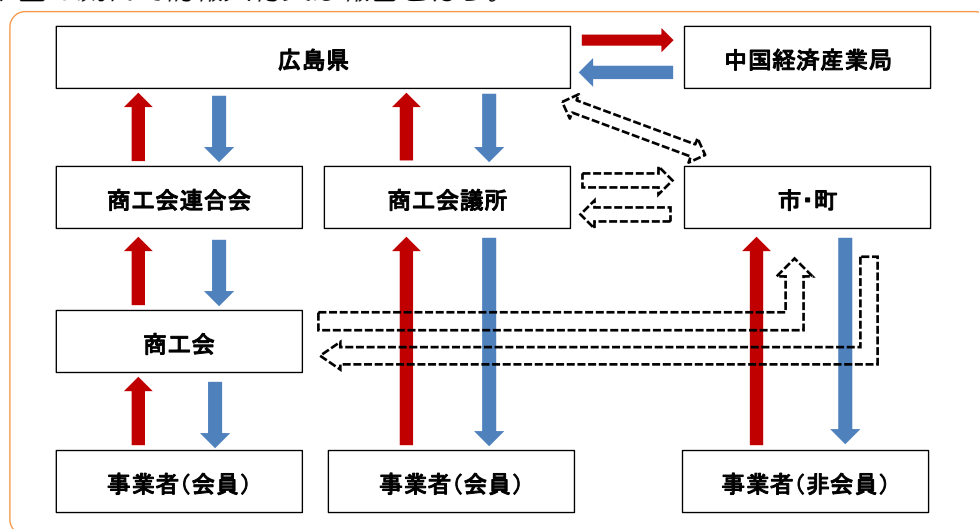
- ・本計画により、当会と当市は町以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～〇週間	1日に〇回共有する
〇週間～〇週間	1日に〇回共有する
〇週間～〇ヶ月	1日に〇回共有する
〇ヶ月以降	2日に〇回共有する

- ・当市町で取りまとめた「例：〇〇市町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。（メールまたはFAX）
- ・（商工会の場合）当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、〇〇市町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市町より県へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、〇〇市町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・広島県及び〇〇市・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援をを行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や市町、全国商工会連合会、日本商工会議所等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町が共同で作成されるようお願いします。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和〇年〇月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等) 下図は、実施体制の一例 連携 連絡調整 〇〇市商工課 〇〇市防災課 〇〇市健康福祉課 (感染症) 連携 確認	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 <u>〇〇 〇〇</u> (連絡先は後述 (3) ①参照) ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う - 本計画の具体的な取組の企画や実行 - 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上) 法定経営指導員のみを記載するとともに、申請書の記載と統一してください。	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先 ①商工会／商工会議所 〇〇市商工会 経営支援課 〒111-1111 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL: 111-111-1111 / FAX: 222-222-2222 E-mail: aaaa@aaa.aa.aa ②関係市町 〇〇市役所又は〇〇町役場 〇〇〇〇課 〒111-1111 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL: 111-111-1111 / FAX: 222-222-2222 E-mail: aaaa@aaa.aa.aa ※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

以下、斜体部分は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町が共同で作成されるようお願いします。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
・専門家派遣費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・協議会運営費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・セミナー開催費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・パンフ、チラシ作製費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・防災、感染症対策費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、〇〇市町補助金、〇〇県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

以下は記載にあたっての留意点です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町が共同で作成されるようお願いします。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
＜記載にあたり留意すべき点＞ - この様式（別表 4）は、小規模事業者支援法第 5 条第 3 項に規定する「商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者」と連携して事業を実施する場合にのみ記載してください。 「連携者」には、「氏名又は名称」及び「住所」を、法人にあっては「その代表者の氏名」を記載してください。 ※ 連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合に、「事業継続力強化支援事業を実施する者」として別表 4 に記載することができます（連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです）。 ※ この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、小規模事業者支援法の効力が及ぶこととなります。 ※ 商工会・商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。 ※ 小規模事業者支援法第 5 条第 3 項及び同条第 4 項第 5 号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じることから、次の 4 者を別表 4 に記載することはしないでください。 (①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関)
連携して実施する事業の内容
＜記載にあたり留意すべき点＞ （別表 1）「事業継続力強化支援計画」に記載する事業ごとに項目立てし、連携して実施する事業の内容を具体的に記載してください。
連携して事業を実施する者の役割
＜記載にあたり留意すべき点＞ →「連携者」には、「氏名又は名称」及び「住所」を、法人にあっては「その代表者の氏名」を記載してください。 ・「役割」には、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすか、また、連携することによる効果等について具体的に記載してください。
連携体制図等
＜記載にあたり留意すべき点＞ - 上記「連携する内容」に記載した事業ごとに、連携体制図を記載してください。 なお、連携体制が複数の事業で共通の場合は、まとめて記載しても構いません。 - 連携体制図は別紙としても構いません。

5. 申請時における確認事項

事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下1～4（5は該当する場合）における、①～⑩に記載する事項（5に該当する場合は、イ、ロを含む）が記載されていることを確認の上、申請してください。

記載項目		記載チェック
1	事業継続力強化支援事業の目標【別表1】	
①	現状	
	(1)地域の災害リスク	
	(2)商工業者の状況	
	(3)これまでの取組（※1 備考欄参照）	
②	課題（※2 備考欄参照）	
③	目標（※2 備考欄参照）	
2	事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表1】	
④	実施期間	
⑤	事業の内容（※2 備考欄参照）	
	(1)事前の対策	
	・小規模事業者に対する災害及び感染症のリスクの周知	
	・商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成	
	・関係団体等との連携、フォローアップ、訓練の実施等	
	(2)発災後の対策	
	・応急対策の実施可否の確認	
	・応急対策の方針決定	
	(3)発災時・感染症発生時における指示命令系統・連絡体制	
	(4)応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援	
	(5)地区内小規模事業者に対する復興支援	
3	事業継続力強化支援事業の実施体制【別表2】	
⑥	実施体制	
⑦	経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
⑧	商工会又は商工会議所、関係市町連絡先	
4	事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表3】	
⑨	必要な資金の額	
⑩	調達方法	
5	当該商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合【別表4】	
	イ. 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	ロ. 当該者との連携に関する事項	
添付資料	（例）商工会、商工会議所自身の事業継続計画	

（備考）

※1 第2期計画の認定申請の場合、第1期計画の取組状況も記載してください。

2 第2期計画の認定申請の場合、第1期計画の取組状況・評価を踏まえた内容としてください。

6. 関係規定

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成5年法律第51号)(抄)

第一条・第二条 (略)

(基本指針)

第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)に対する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 事業継続力強化(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第十六項に規定する事業継続力強化をいう。第五条第一項及び第五項において同じ。)に寄与する情報の提供等に関する事項

四～七 (略)

3・4 (略)

第四条 (略)

(事業継続力強化支援計画の認定)

第五条 商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業(以下「事業継続力強化支援事業」という。)についての計画(以下この条及び次条において「事業継続力強化支援計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 二以上の商工会又は商工会議所(同一の都道府県の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。)がその事業継続力強化支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村(当該都道府県の区域内にあるものに限る。)と共同して、事業継続力強化支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、当該者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする事業継続力強化支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4 事業継続力強化支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業継続力強化支援事業の目標

二 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

三 事業継続力強化支援事業の実施体制

四 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 当該者との連携に関する事項

5 前項第三号に掲げる事項には、第七条第五項に規定する経営指導員（小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

7 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に当該認定をした旨を通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更等）

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る事業継続力強化支援計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従って事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

（経営発達支援計画の認定）

第七条 商工会又は商工会議所は、関係市町村と共同して、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～4 （略）

5 前項第三号に掲げる事項には、経営指導員（小規模事業者の経営に係る指導を行う者であって、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6～8 （略）

第八条 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第九条 認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。）若しくは一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの）に限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）（以下この条において「事業実施一般社団法人等」という。）であって、当該認定事業継続力強化支援計画又は当該認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定事業継続力強化支援計画又は同法第八条第二項の認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する協力業務）

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（報告）

第十一条 都道府県知事は、認定事業継続力強化支援計画に係る事業継続力強化支援事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができる。

2 （略）

第十二条・第十三条 （略）

（罰則）

第十四条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 商工会又は商工会議所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会又は商工会議所の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会又は商工会議所に対して同項の刑を科する。

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則

(平成5年通商産業省令第44号)(抄)

(事業継続力強化支援計画に係る認定の申請)

第一条 商工会又は商工会議所及び関係市町村(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号。以下「法」という。)第五条第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)が法第五条第一項の規定により事業継続力強化支援計画に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事(当該商工会又は商工会議所の地区及び関係市町村を管轄する都道府県知事をいう。次条から第五条までにおいて同じ。)に、様式第一による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書
- 二 当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面

(事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件)

第二条 法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて都道府県知事の確認を受けた者であることとする。

- 一 第七条第一項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者
- 二 直近五年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

2 前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

(経営指導員の照会)

第三条 都道府県知事は、前条第一項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

(事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請)

第四条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第六条第一項の規定により事業継続力強化支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事に、様式第二による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類
- 二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定事業継続力強化支援計画の公表等）

第五条 都道府県知事は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に対し、その旨を電磁的方法（電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）、書面その他の方法により通知するものとする。

第六条 （略）

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者であることとする。

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 三 直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
- 五 次に掲げる者のいずれにも該当しない者
 - イ 心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

2 （略）

第八条・第九条 （略）

（経営指導員要領の作成等）

第十条 中小企業庁長官は、第一条から第三条まで、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領（次項において「経営指導員要領」という。）を作成するものとする。

- 2 中小企業庁長官は、経営指導員要領を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

(令和元年7月12日経済産業省告示第60号)(抄)

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者が、その事業を維持、発展させていくためには、自己の経営資源の充実、強化を図ることはもちろんのこと、小規模事業者の強みである機動性のある事業活動を展開することにより、経営環境の変化に対応していくことが必要である。

小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第十三条に基づき平成二十六年に定められ、令和元年に変更された小規模企業振興基本計画では、小規模事業者の振興に関する施策を講じる際の目標を定めている。とりわけ「需要を見据えた経営の促進」を図る観点から、小規模事業者をめぐる構造変化に対し潜在的な対応力を最大限発揮するため、自らの強みを把握した上で、需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進することとしており、商工会又は商工会議所が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）を行うに当たっては、経理、税務等に関する指導・助言等の経営改善指導のみならず、ビジネスプラン等に基づく経営の推進、需要開拓に向けた支援、新事業展開や高付加価値化の支援等の経営の発達に資する支援を行っていくことが求められている。

また、近年、小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼす自然災害が多発しており、今後も、気候変動により災害リスクの増加が想定されていることを踏まえれば、商工会又は商工会議所による経営改善普及事業として、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）が事業活動に与える影響の認識、損害保険の加入を含めた事前対策など、小規模事業者に対して自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ること（以下「事業継続力強化」という。）を促すことが極めて重要である。なお、大規模な自然災害等が発生した場合には、商工会又は商工会議所による広域的な対応が必要になることも想定されることから、当該商工会又は商工会議所の地区を越えた連携体制についても予め検討することが望ましい。

加えて、商工会及び商工会議所は、経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工業が一般的に市町村の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体が講じる商工行政と調和した経営改善普及事業を実施することが求められる。また、商工会及び商工会議所、国、地方公共団体、支援機関がそれぞれ役割を分担するのではなく、地域経済や産業の発展に向けて、関係者が一体となった経営改善普及事業の実施体制を構築することが求められる。

1～2. (略)

第二 (略)

第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

小規模事業者が事業活動を継続するに当たっては、自然災害等の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことによる事業継続力強化が必要である。

他方、小規模事業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、小規模事業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、経営改善普及事業を行う商工会及び商工会議所による働きかけや支援が重要となる。

商工会及び商工会議所が事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等事業継続力強化支援事業を行うに当たっては、自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員企業が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告等を通じ、地区の小規模事業者の事業継続力強化に資する支援を行っていくことが求められる。

なお、事業継続力強化支援は、地域の防災を進める上で重要な役割を果たす地方公共団体と連携して実施することが必要である。とりわけ、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする。

1. 事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- (2) 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- (3) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。）及び連携事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十二条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。）や事業継続計画（BCP）の策定に関する指導及び助言
- (4) 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- (5) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- (6) 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

2. 事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

(1) 目標の設定

商工会又は商工会議所の地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）の地域防災計画を踏まえつつ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災

害等のリスク認識や事業活動に与える影響、地区の商工業の経営状況等を踏まえつつ、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害等発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速かつ円滑に進め、自然災害等発生後における地域経済機能の維持を意識した目標を設定すること。

(2) 実施期間

商工会又は商工会議所は、自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めるものとする。

なお、事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましい。

(3) 実施体制

事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要がある。その際、小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。

事業継続力強化支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定した上で、自然災害等発生時における関係市町村への地区内の商工業の被害情報の伝達及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを設けるものとする。とともに、被害状況の把握・報告等の自然災害等発生時における業務に係る実効性を向上させるため、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画についても作成し、必要に応じて当該計画に係る訓練を実施するものとする。加えて、少なくとも年に1回程度、事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直しを行うものとする。

併せて、商工会及び商工会議所は経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する職員をいう。）の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。

(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

事業継続力強化支援事業を地域全体で一体的かつ円滑に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、NPO及び専門家、さらには地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換に努めるものとする。

また、それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。小規模事業者においては、事業継続力強化のため、他社と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。これらの取組を進めるには、商工会又は商工会議所による連携事業継続力強化の取組を組成するための幹旋・情報交換の場の設定などや、複数の商工会または商工会議所が連携してこれらの取組を図ることも有効である。

第四～第七 （略）

様式第 1（第 1 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

年 月 日

広島県知事様

住 所
名称及び代表者の氏名

住 所
名称及び代表者の氏名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：_____

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (年 月 日～ 年 月 日)
(2) 事業継続力強化支援事業の内容

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(年 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等) (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先 ①商工会／商工会議所 ②関係市町	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

広島県知事様

住 所
名称及び代表者の氏名

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： _____

Ver1. 0	令和	元年	1	1月	22日	制定
	令和	3年		1月	13日	改正
Ver2. 0	令和	3年		1月	13日	制定
				4月	1日	施行
Ver3. 0	令和	6年		7月	11日	制定
				8月	1日	施行